

## 責任の範囲

### — ハイデガーの「責めある存在」について —

岸本 崇

#### 一、通俗的な責任

例えば、交通事故を起こし誰かを轢いてしまったとする。多くの場合、車の運転手は「もっと周囲に注意を払っていれば」「ブレーキを踏むのがもう少し早ければ」と、自分がどうにかしていればそのような悲しい事故を回避できたかもしれないと考えるだろう<sup>①</sup>。そしてその事態を回避することができなかった自分にはその交通事故の加害者としての責任があると感じることだろう。

法的に言えば勿論、交通事故において責任があるとされるのは、人を轢いてしまった運転手である。運転手は被害者に怪我を負わせてしまった、あるいは場合によっては命を奪ってしまったという責任を負うことになる。

このように私たちは日常的に「責任がある」という言葉を使う。ハイデガーはこの日常的な意味での「責めあり *schuldig*」という

ことを、「ある他者の現存在におけるなんらかの欠如にとつて根拠である(と)」(SZ 282)と規定する。

「現存在 *Dasein*」とはハイデガーの用語で、簡単に言えば私たち人間のことである。私たちはその時々々の「場 *D*」において求められている「*う*として」という、役割に正しく当て嵌まることで「存在」している。例えば「教室」という場において「教師」は「授業をする」、「生徒」は「真面目に話を聞く」というように、そのときどきの場合は、常識・暗黙のルール・空気といった形で、現存在に「*ここ*ではどうふるまうべきか」をすでに常に開示し与えてくれている。この「べき」の範囲に無難に収まるように生きている日常的な現存在の在り方を「世人」と呼ぶ。「世人は全ての判断や決断を前渡ししておくゆえ、そのときどきの現存在から責任を取り除いてやる」(SZ 127)とハイデガーが言うように、世の中の誰もが普通行うことをこなしている限り、私たちはひとから責められることはない。裏を返せば、行うべきことから逸脱

する際に責任が問われることになるのである。例えば仕事を滞らせたり損失を出してしまったとき、私たちは「責任を果たせなかった」「どう責任をとればいいのか」などと言うだろう。これらはあるべき会社員の役割を果たせなかったという例である。

先述の「ある他者の現存在におけるなんらかの欠如にとつて根拠であること」という「責めあり」の定義は、言い換えれば、普通であれば存在すべき或るものを欠損させた原因であると見なされると、責任があるということである。仕事上で損失が発生したのは自らの過失や力不足などが原因である。交通事故の例で言えば、運転手は、轢かれた人の身体を損なつた、あるいは命を失わせた原因であるから、責任が課せられるのである。

こうした通俗的な責任理解に共通しているのは、「責めあり」ということを「事物的」に捉えているということである。ひとは「責任をとる」必要がある場面で、自らが損なつてしまったものを、謝罪や賠償あるいは法的な刑罰を受けるなどといった様々な方法によって、埋め合わせようとする。しかしハイデガーは「それではまるで現存在は、「家計」のようなものであつて、家計の負債ならきちんと清算しさえすればよく、かくして自己は、無関係の傍観者として、これらの体験経過の「かたわらに」立つことができるといふわけである」(SZ 293)と批判し、通俗的な責任理解は、非本来的であるとする。事物的な責任理解は、何かを損ねてしまったが故に責任が生まれ、その分を補填することによつ

て責任を果たすことができると考える。しかしこのような責任は、「世間から期待される役割」という私ではないものに課せられているに過ぎない。

ハイデガーの想定する本来的で根源的な「責めある存在」とは、何らかの過失や罪を犯してから初めて負わされるものではなく、ましてや「責任を果たす」ことで終わりにできるようなものではないのである。

## 二、非力さの根拠であること

ハイデガーは根源的な「責めある存在」を規定するため、「ある他者の現存在におけるなんらかの欠如にとつて根拠であること」という通俗的な「責めあり」の定義から事物的存在性を脱落させ、その「形式的に実存論的な理念」を「何らかの非力さ (Michtigkeit) の根拠であること」(SZ 293)とする。

この「責めある存在」Ⅱ「何らかの非力さの根拠であること」を引き受ける在り方が「本来的な在り方」であるとされるのだ。「非力さ」とは、何か。

「非力さ」とは一つには「被投性」のことを指す。私たちは常にすでに何らかの「場」の中に投げ込まれてしまつており、必ずその場の規範や公共的な見方に縛られ、与えられた環境に影響されている。こうした環境を意のままにすることはできないといふ

意味で、現存在は非力なのである。そして「非力さの根拠である」とは、それでもその「場」において何らかの選択(Ⅱ「被投的企投」)をせざるをえず、その原因が自分自身であるということ可言っているのだ。

更にこの「被投的企投」自身もまた非力であるとされる。その理由は「……」現存在は、これかあれかの可能性のなかにそのつど立っており、不断に現存在はその他の諸可能性であるのでは非ずして、その他の諸可能性は実存的企投の際に放棄してしまつたということ、これである」(218頁)。現存在には様々に行爲する可能性があるが、その可能性の内の一つしか実現することはできない。そして一つを選ぶということは同時に、選り取られた可能性以外の可能性を、すべて放棄することになる。この一つの行爲しか為しえないという点においても私たちは非力であるとされるのである。

こうした「何らかの非力さの根拠であること」を引き受ける在り方は、通俗的な責任の感じ方とどのように異なるのだろうか。自身の非力さを引き受けるということの具体的な在り様を明らかにするため、ここで高井寛による解釈を検討したい。

高井は、可能性を放棄しているという後者の非力さに着目する。高井によれば、現存在が放棄している可能性には、自覚的に「やめよう」と捨てた可能性だけではなく、「気づかない」「考えもし

ない」といったように、無自覚に為さなかつたものも含まれている。そして為さなかつたことの内に、為すべきことがあつたとされる。

そもそも、私たちが自らの爲したことについて責任を負うためには、問題となつてゐる事態を惹き起こしたのがまさに自分であることを適つて認めなければならぬ。「……」それゆえ、責任を負うために必要な「認めること」は、「自分にはその事態を引き起こさないことができたし、かつ、自分はそうした事態を引き起こさない行爲を選ばべきだつた」という信念を抱くことまでをも含む。もし、「責任を負う」ための条件がこのように定められるのなら、「責任を負うる」主体、つまり「責任ある行爲主体 [responsible agent]」には、少なくとも、自分が無数の可能な行爲を排除した上で振る舞つており、かつ、そうした排除を生み出しているのもまた自分であること、そして、こうして無自覚的に排除されている可能性の中には「すべきだつた」と回顧され得るものが含まれていること、これらのことを理解している必要があるだろう。(2)

高井によれば、ハイデガーの言う「責めある存在」Ⅱ「非力さの根拠であること」を引き受けることとは、自覚的にも無自覚的

にも自らが為さなかつた行為に対して思いを馳せ、その内に「すべきだったこと」(交通事故の例であれば、「もっと早くブレーキを踏むべきであった」など)があつたと理解することだとされる。そして彼はこのようにハイデガーを解釈した上で、次のような疑問を發する。

ハイデガーはこの問題「引用者注…行為の責任の範囲はどこまで及ぶのかという問題」に対する自然なアプローチとは異なり、「合理的熟慮」の圏域(ふつう考慮すべきこと)を度外視して、端的に自分には為すべき可能な行為があつたということを認める用意のある主体に「責任ある主体」の姿を認める。真に責任ある主体が身に受けるべき責任は、人々の間で「合理的に熟慮すれば分かること」の範囲を越えていくのである。

ハイデガーのこの主張は、私たちが現実的に「責任」の概念を用いて行う実践の本質を確かに射当てている。しかし、(ひと)としての「全うな考慮」という限界を外したとき、主体が身に受けるべき責任の射程は無尽蔵に拡大してしまふのではないだろうか。汚染を引き起こした工場の一従業員に、あるいは安全運転をしていたにも拘わらず不運にも子供を轢いてしまったトラックの運転手に、事態の責任を問えるのだろうか。「存在と時間」にこの問題への明瞭な回

答を見つけることは難しい。(3)

第一節でも書いた通り、日常的に私たちは、その場に適した「普通に考えて、やるべきこと」「同じ立場に置かれれば誰もが行うようなこと」をしていれば、責任を果たしていると考えがちである。だが、それではイレギュラーな事態が発生した際に、「私は、やるべきことはきちんとやっていたのだから、私には責任は無い」という言い逃れが可能となつてしまう。高井の言葉を使えば、「十分な「合理的熟慮」を行っていたのだから、想定外の事態に対して責任は無い」と言えてしまうわけである。

高井の解釈では、ハイデガーはその様な責任逃れを批判し、世人の考える「合理的熟慮」の範囲を越えて、「無自覚に為していなかったこと/為してしまったこと」についてまでも責任を引き受ける必要があるのだと主張している、とされる。そうだとすれば確かに、責任の範囲はもはや限定を置くことができず、無限大に拡大してしまうことにもなるだろう。

しかしハイデガーは本当にそんなことを言っているのだろうか。これまでの議論に関連して岡田紀子による解釈も見てみたい。

私が道路に水をまき、老女が滑って転んで、入院した。老女の娘は大慌てで病院に駆けつけ、顧客との待ち合わせに

遅れ、大切な契約を取り逃した。確かに老女の転倒には責任があるが、私は彼女の娘の損失に責任があるのか？

「……」因果論的な行為の把握は、日常の行為である限り、特に法と連続的に帰責を考えようとする場合には、こういう方向しかないといえるのかもしれない。いうまでもなく、ハイデガーの《行為論》はこのような平面でのみ動くものではない。<sup>(4)</sup>

岡田の挙げている例はまさに責任の範囲が無限に拡大していく例である。しかし岡田によればそのような責任の捉え方は、法を当てはめるのに適した因果関係に基づいた捉え方であり、ハイデガーの考えるものではないのだ。

岡田は続けて次のように述べている。

私の行為すること、あるいは何も行為しないことが、あるいはただ存在することが他人に影響を与えるであろうが、大概のことは思い悩んでもどうにもならない。行為は決然と無良心的に行われる以外はないのである。それゆえハイデガーは、行為論という視座では、現存在の存在のこのなんともしがたいところに十分届かないと考えるのだと思う。それゆえ行為ではなく、存在だ。<sup>(5)</sup>

「行為は決然と無良心的に行われる以外はない」とはいかなることだろうか。

ハイデガーの「良心」概念について簡単に説明しよう。

ハイデガーによれば、「通俗的な良心」は「やましくない良心」や「とがめる良心」といった形で体験されている。「私が行うべきことから外れてはいない」私は善である」「外れたことをしてはいけない」悪になってはいけない」というように。このように呼びかける通俗的な良心の目的は、自身の行為に対して「責めあり」か「責めなし」かを計算・判断し、最終的に自分には責めがないと確認することである<sup>(6)</sup>。いうまでもなく通俗的な良心は責めを事物的なものとして捉えており、「そもそもいかなる良心現象でもないのである」(SZ 202)。

真の良心の呼び声は「世人のなかへの喪失からおのれをおのれ自身へと連れもどすべきだということ、言いかえれば、現存在は責めある存在だということ」(SZ 287 傍点引用者)を了解するようほのめかす。そしてこのことを了解することは「良心の呼び声を聞くことを選択すること」であり、「良心をもと」と意志することである<sup>(7)</sup>とされる。

その上でハイデガーは次のように言う。「あらゆる行為は、現実的に「没良心的」なのだが、それは、現存在が、おのれの非力な企投することの非力な根拠にもとづいて、そのつどすでに他者たちと共なる共存在において他者たちに対して、責めを負うも

のなっているからである。こういうわけで、良心をもとうと意志することは、本質上の没良心性を引き受けることになるのだが、この没良心性の内部でのみ、「善」であることの実存的可能性も成立するのである。(NS288 傍点引用者)。

良心は常に現存在に呼びかけ続けている。だがしかし現存在は日常的に、良心の呼び声を聞き逃している。没良心的に行為してしまっている。こうした聞き逃しは、現存在が世人。他者たちに対して責めを負ってしまっていることに起因する。「普通ならこうするべきだ」という「通俗的な責任」を課してくる世間の声ばかりに耳を傾けることで、「責めある存在」へと呼び覚まそうとする良心の声を聞かないようにしているのだ。

「善」であることが没良心性の内でのみ可能であるというのも、そもそも「善」か「悪」かという基準が、世人の「べき」に聞き従って正しく行為しているか否かということに過ぎないからなのである。

「どのように行為すべきか」ということを気遣う限り、通俗的な良心。世人。他者たちの声に私たちは従い、没良心的に行為してしまうこととなる。だが常に既に没良心的に行為していることを認め引き受けるからこそ、そうではない在り方へと向かうこと、すなわち「良心をもとうと意志すること」が可能となるのである。

先の引用で岡田が「行為ではなく、存在だ」と言っていたのは、行為との関わりの中ではこうした良心の働きの見いだせないか

らである。ただし、岡田の解釈には注意が必要であろう。行為が没良心的であるのは、行為を気遣うことと自体がそもそも良心の声に反しているからであって、自身の行為が他者にどのような影響を与えるか「思い悩んでもどうにもならない」からではない。もしも私たちが行為の因果的影響をすべて計算することが可能で「思い悩めばどうにかなる」ほどの能力を持っていたとしても、外的な「べき」に従っているかぎり、良心の声を聞いてはいないのである。

### 三、非力さの再考

ここでもういちど、高井の解釈の誤りを確認し、「非力さ」について考え直す必要があるだろう。

高井は「自分にはその事態を引き起こさないことができたし、かつ、自分はそうした事態を引き起こさない行為を選ぶべきだった」と認めることが責任を負うための条件だと述べていた。ここでは「引き起こさないことができた」と「引き起こさない行為を選ぶべきだった」という二つの信念が挙げられている。順番に考えてみよう。

この「引き起こさないことができた」とは換言すれば「自分には、自分が望むように状況をコントロールしうる力があつた」とも言えるだろう。しかし「非力さ」とは「被投性」のことであり、

自分で自分を置くことはできず、常に既に置かれてしまっているのではなかっただろうか。「交通事故を起ささないこともできた」と考えたところで、事実として交通事故は起きてしまった。それは「自力で回避しえたこと」ではなく、「自分にはどうしようもないこと」なのである。そのとき私は、決して自分では望んでいなかったにも関わらず、既に交通事故という出来事の当事者として被投されてしまっている。だとすれば「非力さの根拠であること」を引き受けるとは、事故を「別の行為を選択していれば起さずに済んだ」と考えることではなく、避けようのなかった事実として引き受けるといふことになるのではないだろうか。

次に「引き起ささない行為を選ぶべきだった」という信念について、高井は次のように述べている。「(ひと)の規範とは独立に、端的に「私はこれとはべつのことをすべきだった」という回顧・後悔をする用意のある主体に、ハイデガーは「責任ある」という形容詞を用いている」<sup>⑧</sup>。高井は「(ひと)の規範」から独立して行為を悔いることが可能であると考え、そこに現存在の本来的で固有な在り方を見る。だが前節の最後で述べた通り、「べき」の基準は「(ひと)の規範」から持ち込む以外ありえないだろう。なぜならば何らかの行為をするように命令するのは「通俗的な良心」であり、良心の呼び声は積極的な何らかの「行為」をするようにとは命令してこないからである。

「積極的な」内実というものが、呼ばれている内容のなかに

見当たらないということは、意のままになり、しかも計算できるような、「行為」の、確実な諸可能性を、そのときどきに有効に指示してくれるものと期待することから生じてくる。この期待は、分別的な配慮的気遣いの解釈地平のうちにもとづいているのだが、こうした解釈地平は現存在が実存するということを統制のきく事業経過という理念のもとへ無理やり押し込めようとする」(SZ 294)とハイデガーは言う。「引き起ささない行為を選ぶべきだった」と具体的な内実をもつ理想的な行為を想定することは、「引き起ささないことができた」という言葉に表れている通り、行為を「意のままになり、しかも計算できる」ものとして捉えていることでもある。それはハイデガーに言わせれば現存在の実存を「統制のきく事業経過」にしてしまうことなのだ。

またハイデガーは次のようにも言う。「実存論的非力さは、現存在においては達成されない掲げられた理想に対する欠性態とか欠如という性格を断じて持つておらず、むしろ、現存在といふこの存在者の存在は、この存在者が企投することができ、またたいていの場合達成するすべてのものに先立つて、企投することとしてすでに、非力なのである」(SZ 289)。非力さとは、「達成されない掲げられた理想(『さすべきだった』)ということに対する「欠性態とか欠如(『さすべき行為をしなかった』)を意味しないのである。

#### 四、引き受けるべき「責め」とは

良心の呼び声はなんらかの具体的な「行為」や「理想」を示したりはしない。良心が語るのは「世人のなかへの喪失からおのれをおのれ自身へと連れもどすべきだということ、言いかえれば、現存在は責めある存在だということ」(SZ 287) だけであつた。良心の声を聴き、おのれ自身を選ぶのか否か、現存在が責めある存在を引き受けているかどうかを決定するのはこの基準のみである。したがって、ある行為がその後どのような影響・結果を惹き起こしたとしても、責めある存在の引き受けとは直接の関係はなく、責任の範囲が無尽蔵に拡大することはないのだ。

「良心をもとうと意志することは、むしろ、現実的に責めあるものとなる可能性にとつての最も根源的な実存的前提なのである。呼び声を了解しつつ現存在は、最も固有な自己を、おのれが選択した存在しうることにもついで、おのれのうちで行為させる。このようにしてのみ現存在は、責任あるものとして存在しうるができるのである。」(SZ 288 傍点引用者)

「おのれが選択した存在しうることにもついで、おのれのうちで行為させる」というこの段階において、もはや「どのように行為すべきか」は問題になつていない。なぜなら行為は、世人の規範を氣遣うことで決定されるのではなく、おのれという最も固有な存在にもついで既に為されているからである。どういふこ

とだろうか。「決意性は、情報を知つてはじめて、状況というものを思い浮かべるのではなく、すでに状況のなかへと身を置き入れているのである。決意したものととして現存在は、すでに行為しているのである。」(SZ 300) 「決意性」とは「本来的開示性」とも呼ばれる。その場における規範や役割といった「本来的な開示性」とは異なる、自らの被投された「状況」が決意性において初めて見えるようになるとされる。状況に置かれた本来的な現存在は、「(ひと)の規範とは独立に」存在し、行為することとなる。その在り方と行為は、通俗的な責めに従う場合とはどのように異なるのだろうか。

もしかしたらその行為は外見的には同じことをしているように見えることもあるかもしれない。例えば交通事故を起こした運転手が、轢かれて怪我をした相手のお見舞いに行くという行為をしたとする。この行為だけを取り出して、運転手が責めを引き受けているかどうかと判断することはできない。彼が「見舞いに行くことが常識だから」「そうすることで自分の罪が償えると思つたから」といつた理由で、その行為を選択したのであれば、彼は責めを引き受けてはいないだろう。なぜならば彼は、外的な基準に基づき行為を選択しているに過ぎないからだ。しかし、彼が交通事故という出来事の当事者として、轢かれて怪我をしたその人に直接関わる者として、見舞いたいと思つたのであれば、その行為は本来的であると言えるのだろう。



「当事者」「直接関わる」といった言葉を使ったが、どこまでが当事者なのかという責任の範囲の話に戻らないためにも、「被投性」「状況」の概念は重要である。自分の置かれている状況とはあくまでも自分が見えている「現」の範囲に限定される。あらゆることに関わっている「現」など持つことはできないだろう。ある状況の中で行為した結果として、また新たな状況が生まれる。その都度、この状況のうちで、おのれ自身であるのか否かという二者択一は、常に問われ続けているのである。

(きしもと・たかし 筑波大学大学院  
人文社会科学研究所)

註

- (1) 「事故を回避できたのではないか」という言葉が「なぜ自分がこんな目に合わなければいけないのか」という感情から出ているとしたら、それはただの我が身かわいさであり、悲しみを感じてはいない。自分のことしか考えない利己心はもろん批判されるべきものだろうが、今回のテーマとは別の問題である。
- (2) 高井寛「責任ある行為主体とは——ハイデガーの洞察に基づいて——」『倫理学年報』第六六集、日本倫理学会編、二〇一七年所収) 一五三〜一五四頁
- (3) 同上、一五五頁
- (4) 岡田紀子著『ハイデガーと倫理学』、知泉書院、二〇〇七年、二

七〜二八頁。

(5) 同上、二八頁

(6) SZ 291-292 参照

(7) SZ 288 参照

(8) 高井前掲稿、一五四頁